

「古老」小考：『今昔物語集』巻四第九話を中心に

岩松，博史
九州大学大学院（博士課程）

<https://doi.org/10.15017/9433>

出版情報：語文研究. 77, pp.11-20, 1994-06-05. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

「古老」小考

——『今昔物語集』卷四第九話を中心に——

岩 松 博 史

一

『今昔物語集』卷四第九話は、達磨和尚が故郷天竺の各地を巡つて様々な僧の行いを見聞したことを記す。中でも最初に出てくる囲碁を打つ老僧の話は最もよく知られている。達磨が「一寺」に入つて「比丘有様共、伺見」た折、人の気配なく荒れ果てた様子の「一房」を訪ねる。

深ク人見レバ、八十許ナル老比丘二人居碁ヲ打。見レバ佛モ不御坐マ、法門不見シ。只、碁打ヲ役為者メリト見還出。一人ノ比丘ニ値テ、「然々房人入、老比丘一人居碁打事、外他ノ事无キ房有リ」ト語レバ、此ノ比丘云ク、「古老二人、若碁打外亦、所行无キ、佛法御坐方ヲ不知ス。然レバ寺諸ノ比丘心疎カリテ交座ス事无シ。只空ク僧供請食碁打外他ノ所行无シ年月ヲ送レリ、譬々外道如也。更ニ觸近付給ヘカラス」ト。

(傍点引用者)

二人の「八十許ナル老比丘」の様子を見た達磨が他の「一人比丘」

に「老比丘二人」のことを尋ねたところ、「此ノ比丘」は「古老二人」が碁を打つばかりで何ら仏道修行とおぼしきことをしていない旨を語る。しかし、不審に思つた達磨は再びこの二人のもとを訪ねる。

陀楼摩和尚、「猶、此二人ハ様有者」ト思ヒ、還テ其碁打ツ房ニ入給。二人ノ古老ノ碁打ツ傍居見給。一局打畢一人ノ古老起、今一人ノ古老ハ居。暫許有テ居ノ古老、極消様ニ失。恠シク思程ニ二人出来。亦、失。亦、暫許有テ出来。如此為見ルニ奇異也ト思フ、「寺ノ諸ノ比丘ノ、碁打ツ外ノ事无シトテ蔑穢ニ穢ニミツルハ極タル僻事ニコソケレ。實ニ貴聖人達ニコソケレ。猶、此ノ人有様間」ト思フ。陀楼摩和尚、二人ノ古老ニ問云ク、「此何ニ。碁打役ノ年月送リ給フ所聞、善所行ヲ見奉、證果ノ人ニコソ坐メ。其ノ由承ハタム」ト。二人ノ古老答云ク、「我等、年来碁打外他ノ事无シ。但シ、黒勝ノ時ニ我カ身煩惱増、白勝ノ時ニ我カ心菩提増、煩惱黒打随、菩提白増思。此ニ付我カ无常觀ズレバ、其功德忽顯、證果ノ身成也」ト云フ。聞クニ、涙、雨、如落、悲事无限。和尚云ク、「如此ク德行年来隠シテ、露、人不知、寺ノ中人ニ不用・无暫者思、給ヒケル心貴事」

云々返々礼房^レ出、他^レ比丘^ニ値^ヒ。此^ノ由^ヲ語^レ諸^ノ比丘[、]此^ヲ聞^ク貴^ク事^無限^ト。我等愚^ク、年来證果^ノ羅漢^ヲ不知^ク、蔑^シ輕^ク、事^ヲ悔^ヒ悲^{ケル}。

結局、無為に暮ばかりを打って過ごしているように思われていた「二人、古老」は、実は「證果^ノ羅漢^ト」と称すべき人物であった。禅問答を思わせる老僧の有様だが、ここで問題にしたいのは、その老僧の本文中における呼称である。引用した本文中に傍点で示した通り、話の前半部分、すなわち達磨が老僧の有様を目にする場面までは、老僧は「老比丘」と称され、同じ寺の他の僧が達磨に老僧の行状を語る場以降、その呼称は「古老」に変わる。この「老比丘」から「古老」への呼称の変化は、一見したところさほど問題が無いように見える。そもそも「古老」という言葉自体、現代の辞典類を検索して意味を確かめる迄もなく、現代語としても通用しており、その古語との大きな意味上の差はあまりないと考えるのが普通である。「としより」「老人」といった一般的な意味を前提として考えた場合、『今昔物語集』の諸注釈書が指摘する通り、「古老」を単なる「老比丘」の言い換えとして捉え、それ以上の意味をそこに見いださないのである。これは穩当な解釈と言えるかもしれない。だが、ここでの「古老」を単なる老人と同次元のものとして解釈してしまつてよいのだろうか。「老比丘」から「古老」へ呼称を変えるにあつて、『今昔物語集』の編者には、何ら特別な意図はなかつたのであろうか。

二

『今昔物語集』（以下『今昔』）巻四第九話は表題に「天竺^ノ薩^ノ樓^ノ摩

和尚行所々見僧行語」とあるように、前出の冒頭の話を含め三つの話より構成されているが、この冒頭話が最も人口に膾炙していたものと見え、『今昔』以降の説話集中、『宝物集』及び『宇治拾遺物語』に類話が見られる。『宝物集』七卷本巻第六の該^レ話は『今昔』話に比して簡略化されている。

むかし、達磨和尚の天竺におこなひありき給ひけるとき、無智文盲なる僧二人して、一生涯の間困碁をうつ外、他の所作なし（中略）和尚、しづかなる時二人の僧に、困碁をうつ故をとふに、一人の僧答て云く、（後略）

傍点で示した通り、「僧一人」「二人の僧」「一人の僧」といった表現がここではとられており、「僧」という語に統一されている。話の簡略化の段階で「老」の要素が切り捨てられてしまつていなければならない、表現の統一という点で『今昔』話との差異を見いだせよう。一方、『宇治拾遺物語』第一三七話「達磨見天竺僧行事」は文章の構成の点で『宝物集』よりも『今昔』話に近い。

或房を見給に、八九十斗なる老僧の、只二人ゐて困碁を打。仏もなく、経も見えず。たゞ困碁を打はかは他事なし。達磨、件房を出て、他の僧に問に、答云、「此老僧二人、若より困碁のしかはする事なし。（中略）」と云々。和尚、これを聞て、定て様あるらんと思て、此僧が傍にゐて、困碁打有様を見れば、一人は立り、一人は居りと見に、忽然として失ぬ。あやしく思程に、立る僧は婦居たりと見る程に、又居たる僧失せぬ。見れば、又出きぬ。さればこそと思て、「困碁の外、他事なしとうけ給るに、証果の上人にこそおはしけれ。そのゆへを奉ん」との給に、老僧、答云、（後略）

これも該当部分を傍点で示しているが、「老僧」及び「僧」に表現は統一されている。文章全体の構成、そして「老」の要素を含む点では『宝物集』話よりも『今昔』話に近いものの、『宇治拾遺物語』話もまた、老僧の呼称について『今昔』話とは異なった表現をとる。

『今昔』話を含めたこれら三話は、無論、相互に直接の書承関係にあるわけではなく、それらには原拠となった共通母胎の存在が想定されている。その共通母胎に最も近いものと見做されているのが北宋の僧、永明智覺禪師延寿の編になる『心性罪福因縁集』である。その巻上第二話に「打困碁二老僧」と題して該当話が収められているが、序に配された偈に「是故或自見 若從佗所聞 為誠勸後輩 但注其少分」として、自他の見聞の中から例話を集めそのいくつかを選んで収録したと述べているところからもある程度推測がつく通り、本話は前出三話と異なり、達磨和尚は登場せず、編者自身の見聞に依つたものとなっている。しかし、全体の筋について大きく変わることはない。

有二僧房。二老僧住。只所好者是困碁戲。二僧同心終日竟夜作困碁遊。更無他念。不尋經教又不修道。僧俗覽者莫不加譏。我聞此由為試彼心。至老僧所。愛老僧不問訊我。深入困碁不縁異境。尋餘暇語老僧言(中略)二老沙門見我深志敷座令坐。即語我言(後略)

引用した部分からわかるように、『今昔』話や『宇治拾遺物語』話にある二老僧が碁を打つ有様の描写はここでは見られないが、話の構成はほぼ同じである。しかしながら、老僧の呼称については傍点で示す通り「二老僧」「二僧」「老僧」「二老沙門」となっていて、「僧」と「沙門」の差こそあれ、『今昔』話に見られた「古老」はここにも

存在しない。さらに付け加えるならば、従来『今昔』話の出典と考えられていた『法苑珠林』巻三十四撰念編第二十八に「賢愚経云」として優波鞠多品冒頭部分を引用しているが、そこには老僧あるいは僧などに相当する語は存在せず、当然のことながら「古老」の語も見えない。

このように、『今昔』話を境としてそれ以前、以後の關係説話を確認して見たわけだが、何れの該当話についても「古老」の語を見いだすことは出来なかった。特に『今昔』『宝物集』『宇治拾遺物語』各話の共通母胎である可能性を持つ『心性罪福因縁集』話に「古老」が見られないことは、前三者が直接拠つたものに「古老」の語が存在しなかったであろうことを示すものと言えよう。おそらく、「老比丘」から「古老」への呼称の変化は、『今昔』編者独自の改変の結果であると考えられる。典拠に従った語彙の選択ではないと考えられる以上、そこには何らかの意味において編者の意向が存在したはずである。もしそうであるとすれば、編者は「古老」という語を採用するにあたって、それにどのような意味を託そうとしたのであろうか。

三

前節では『今昔』巻四第九話の冒頭話について、伝承關係を中心とした縦の時間軸で「古老」を追跡したが、もうひとつの横のつながり、すなわち『今昔』の作品内部での「古老」の様相はどのようなものであろうか。『今昔』には、巻四第九話以外にも「古老」の用例が見られるが、その数は決して多いとは言えない。巻の配列順に

見ていくことにしよう。

卷十第二十話は、周代の直心の人紀札の逸話である。二カ月もの間宿を借りた猪君への礼として剣を渡すために、一年後紀札は敵地から帰って猪君のもとを訪れる。しかし、猪君の家は既に荒れ果てて野となっていた。

紀札、此レヲ見テ、恠ム、一ノ古老ノ人ヲ尋ル猪君ヲ問フニ、古老云、

「猪君疾ク死シキ」。紀札云、「其ノ墓ハ何コト」。古老、手ヲ以テ指テ、

「其ノ墓、彼ノ也」ト教。

紀札は猪君の行方を知るために「一ノ古老ノ人」のもとを訪ねている。本話の原拠と見られている『注好選』卷上「紀札懸剣第七十三」の該当部分を見ると、「即紀札逢故老問猪君指用教彼墓」とあり、傍点で示す通り紀札は「故老」に猪君の行方を尋ねている。

『今昔』話の「古老」は、おそらくは『注好選』話の「故老」に拠ったであろうと思われ、卷四第九話の場合とは異なり『今昔』編者独自の語彙選択とは言えない。一方、これらの話の原典を漢籍にたどると、従来『今昔』話との直接関係を指摘されていた『史記』卷三十一「呉太伯世家第一」中の小話、及びそれに拠るところの『古本蒙求』卷中「季札挂劍」があげられるが、両話には「古老」に相当する人物は本文中に登場せず、従って「古老」の語も存在しない。おそらくは『史記』あるいは『古本蒙求』から翻訳される際に紀札が「古老」に猪君のことを尋ねる部分が付加されたのであろう。この「古老」は近隣の在地の人物であろうが、なぜ単なる近辺の人ではなく、わざわざ「一ノ古老ノ人」を登場させる必要があったのだろうか。そこには「古老」を登場させて然るべき何らかの要因があるはずである。すなわち、他の人物に比して「古老」に尋ねれば最も

確かな答えが得られるという信頼感というべきものがその背景にあると考えられる。近辺には老若男女、様々な人々の存在が当然想定されるが、その中でも「古老」と称される人物こそが最も信頼を置くべき存在だったのであろう。同じ『注好選』から例をあげれば、浦島説話の一つとして知られる卷上第百一話「嶋子別筭雲」で、浦島子が数百年後の故郷へ帰った際、そのあまりの変貌に驚き、人にこの土地のことを尋ねる。

時子本郷ニ帰リ了。其郷成リ山或作海人跡水絶。逢古老ノ女

ニ問云此處ハ何云フ也。答昔嶋子カ處也。

「嶋子」が尋ねた相手は外でもなく「古老ノ女」であった。これらの用例における「古老」の信頼性は変わることなく『注好選』から『今昔』へと引き継がれ、本話に現われていると考えられるのである。

このような「古老」に見いだされる特徴は、次の卷十二第十八話により明確な形で現われる。この話は火災に際して絵仏が焼けず無事であったという霊験譚であるが、その話の内容は、「其郷ノ古老ノ人」によって語られる構成をとる。

今昔、河内ノ国、石川郡ニ八多寺ト云。寺有リ。其寺阿弥陀ノ絵像在リ。其郷ノ古老ノ人語テ云、「昔、此ノ寺側ニ一人ノ女人有リ。

(中略) 功德ハ少ト云フトモ、信ニ可依キ也。」古老ノ伝ヲ以テ語リ伝ヘルトヤ。

ここの「古老」は一つの霊験譚を語り伝える伝承者としての役割を果たしている。『今昔』の編者はこの話において「古老ノ伝ヲ以テ、この霊験譚を「語り伝」という明確な意識を持っているものと思われる。一方、本話の出典と目されている『日本霊異記』上

卷第三十三話は、話の構成はほぼ同じながら「河内国石川郡八苅寺有阿弥陀画像」其里人^二とあって、靈驗譚の伝承者を単に「里人」とする。これは明らかに「今昔」の編者による「里人」から「古老」への翻訳改変であり、「里人」よりも伝承者に相応しい存在として「古老」を意識していた証左といえよう。この伝承者の役割は、前述の「古老」の信頼性と大きく関わっている。その信頼性ゆえに、「古老」は伝承者としての役割・機能を果たすに相応しい存在として認識されていたと考えられるのである。

『今昔』に見られる「古老」の用例の最後は、卷第十七第十八話「備中国僧阿清依地藏助得活語」に見える。表題が示す通り、卷十七は地藏菩薩靈驗譚を中心に編まれており、本話は冒頭第一話から第三十二話まで続く一連の地藏靈驗譚の一つである。その冒頭部分は次のようになっている。

今昔、備中国、窪屋郡、大市郷一人、古老僧有、名阿清、云、俗姓百濟氏。阿清、本紀寺、基勝律師弟子、有、其、所去本國返住。天性、修驗好、諸山廻海渡、難行苦行。

傍点で示す通り、阿清という僧を「古老僧」とする。阿清については伝未詳であり、本話に記されている事跡以外は不明の状態である。また、本話の出典と目されている実観原撰本『地藏菩薩靈驗記』は散逸して現在伝わらず、阿清の呼称に関してもどのようになっているのか、不明とするほかない。しかし、そもそもこの阿清を「古老僧」と称する必然性を考えた場合、ここに疑問が生じる。先に引用した冒頭部分に続いて語られているのは、阿清が「年漸二十四五成時」、地藏菩薩の助けによって冥途から生還するというもの

で、「古老」を単なる老人の意味に解するならば、阿清が「古老僧」である必然性は希薄である。ただ、先にあげた冒頭部分の「天性、修驗好、諸山廻海渡、難行苦行。」という記述に注目すれば、『日本古典文学大系』の注に「年功を積んだ老僧」とあるのに従って、長い年月の間様々な仏道修行を積んできた僧として、ここでは「古老僧」とされているとも考えられる。しかしながら、同じ卷十七の地藏靈驗譚中には、阿清と同様に長年仏道に精進し、地藏菩薩の助けによって救われた人物が複数見られるのだが、それらの人物には阿清の場合の「古老僧」のごとく、その人物の特徴を形容する語は用いられておらず、無論「古老」の語も見られない。なぜに阿清のみが「古老僧」として登場しているのか、本話においては外部資料が少なく、話の内容からもその確たる要因を見いだすことは難しいのだが、「古老」が単純に老人の意味だけで使用されているのではないことは確かであろう。

以上、『今昔』中の「古老」の用例について検討してきた。これらの「古老」はいずれも明確な特徴を持っているように思われる。その特徴、例えば信頼性、そしてそこから派生する伝承者としての役割などが、『今昔』成立当時、または成立以前の「古老」の持つ意味として果たして蓋然性のあるものなのかどうか、さらに周辺を探る必要がある。

四

『今昔』成立当時、「古老」と呼ばれる人々が現実存在したのことは確かであろう。当時の古記録類には「古老」の用例が散見され

る。

十七日、參詣春日社、去十二日、為大風御社頭數十尺靈木以偃、古老云、縱雖大風之時、未有如此之事、甚以為恠、樹木已及三分之一也、

〔中右記〕寛治五年正月十七日

公文從儀師從維摩会帰來談云、(中略) 凡維摩大会無執行之例、奇恠第一之由、寺中古老輩□成其訴云々、於有院勸勤者、不可論左右、世間莫言、

(同) 康和四年十月十七日

内大臣被語云、依仰召外宮禰宜等於里亭、昨日此間事子細尋問之處、禰宜申云、古老者伝云、昔心柱採之後、暫安置樹木上、正殿作之時立心柱、康平以後採之日、立宮所也者、

(同) 永久二年九月六日

これらの「古老」は、何れも故実について語り、あるいは伝えている者として記されている。平安貴族の日記の特性として、故実にその話題が集中するのは当然のことといえるが、その伝承者として「古老」は存在している。同様の例はやや時代を遡っても、或いは下つても見ることが出来る。

廿二日、癸酉、午時許読文、乗舟還、宇治水極少、依之則忠宅許乘之、古老云、未有如此事云々、渡馬不及下腹、見奇事不少

〔御堂関白記〕寛弘元年閏九月二十二日

九日丁巳 登山、人々語云、狂女登山、在総持院歩廊下、仍諸僧等打縛追下云々、古老僧等歎云、我山建立之後、未聞如此之事、先年迷路女登大武邊、忽雷雨殊甚、天氣不例、是山王被答登山女也、而今日不雷雨、是山王靈滅亡歎云、不被答非常之事、寺山上可滅亡歎、

〔左経記〕寛仁四年九月九日

今朝淡海公使知夷朝臣還來云々、候内間不相合、件知夷談云、

參御山墓読告文間、御墓に有光云々、是希有事也、御寺古老所司云、有感蒙氣事歎、件光頃之如例成了、

〔殿曆〕康和五年七月二十一日

廿六日、癸酉晴、申時許、摂政以權石中弁光雅朝臣、被問山階寺焼失之間條々事、(中略) 又件仏盃觸、如古老伝者、弘仁年中、有寿広和尚、実名不覚、奉求出、奉安置寺中金堂之處、御体太重、而敢不動揺給、欲奉居西金堂、奉抱出之處、更無煩奉移了、

〔玉葉〕治承五年正月二十六日

『御堂関白記』『左経記』『殿曆』の用例は、故実の伝承者というよりは異常事態に際して過去の見聞、知識からその事態に何らかの判断を下したりする「古老」の様相を示している。だがこれもまた伝承者としての一機能と見做せよう。このような「古老」の用例は、さらに遡つて奈良朝末から平安朝初期に編纂された六国史にも多々見られる。

戊午、安房ノ国言。以今月十九日。部内海辺。漂着大魚五百餘。長各一丈五尺以下。一丈三尺以上。古老相伝云云。諸泊魚。

〔続日本紀〕延暦四年正月二十二日

辛卯。洪水浩々。人畜流損。河陽橋断絶。僅残六間。宇治橋傾損。茨田堤往々墮絶。故老僉曰。倍于大同元年水。可四五尺。

〔続日本後紀〕嘉祥元年八月五日

癸酉。近江国得魚。形似猕猴。異而獻之。故老皆云。此椒魚也。昔時見有此物。

〔文徳天皇実録〕仁寿二年三月七日

十四日乙卯。陰陽寮言。明年當有天行之灾。又古老言。今年

衆木冬華。昔有此異。天下大疫。

〔日本三代実録〕貞観十三年十二月十四日⁽⁶⁾

これらの「古老」の用例を一覧して気付くことは、それぞれの「古老」の個人としての姓名が記されていないことである。それは前掲の古記録類に関しても同様である。もし「古老」にあたる人物がある程度の身分を有するのであれば、その姓名を記されて然るべきであろう。しかし、ここでそのほとんどが「古老」のもとに概言されている事實は、これらの人物が身分的には正史などに姓名が記されるに相応しくないことを示していると考えられる。とすれば、これらの用例に見られる「古老」の信頼性、そして伝承者としての役割は、古代社会においてきわめて重要な意味を有するところの身分、階層といったものとは別の要素において成り立っているはずであり、その要素とは、ほかならぬ「古老」の「老」の部分ということになる。老いて年齢を重ねるために集団、村落、ひいては古代社会のなかにおいてその存在、経験、知識が重要視されるのである。「老」こそが当時における信頼性のバロメーターと考えうる。古代中世の古文書類中に見られる「古老」が、村落体において中核をなす、きわめて重要な存在だったことから、そのことは裏付けられよう。

当時の社会において、故実はもちろんのこと、天変地異なども重要な意味を持つ要素であったことは、古記録類を検してみれば想像に難くない。そのような環境の中で、「老」者としての信頼性を持つ「古老」の存在意義はきわめて大きかったものと思われる。そして「古老」の信頼性、役割は「古老」の本来の姿、そして現実の存在を離れて利用、定着されるに到る。すなわち伝承の正当化、権威付

けのために「古老」は当事者によって記号化されていく。例えば、『今昔』とほぼ同時代に編纂された『東大寺要録』をはじめとする寺院記録、寺社縁起類。『東大寺要録』には六例、建久八年(1197)成立の静胤編『多武峰略記』に八例、観応三年(1352)成立の杲宝編『東宝記』に十一例、それぞれ「古老」の用例が見えるが、これらの用例はそのほとんどが寺院の草創、諸堂諸院の由来記録を記す箇所集中しており、「古老伝云」「古老相伝云」「古老説云」などの形でその由来伝承を語る。

又古老伝云。聖武天皇瞻望東山。紫雲聳空徐覆殿上。天皇異之遣勅使。尋山之處有童行者。於執金剛神前誦花嚴經。勅使慰諭。問其由緒。行者陳云。此度欲建伽藍。由之天皇立東大寺。云々。〔東大寺要録〕卷二縁起章第二⁽⁶⁾

右當時草創屋楯遠隔。先賢猶未詳之。後生何輒決之。然而粗見旧記之□。僅聞古老之説。以十三重塔可為當時濫觴歟。夫此塔者大織冠一男定恵和尚任平生之契約。(後略)

〔多武峰略記〕第五章創

南大門一階樓門、西北二間 古老伝云、當寺草創最初所被建立之樓門荒廢之間、依文覺上人之勸進、建久右幕下施入錢一萬貫文、如旧造宮之云々、〔東宝記〕第一棟宇目錄⁽⁶⁾

これらの「古老」はもはや現実存在して故実を語る者ではない。当事者(寺院・神社)の伝承を正当化する目的で付された権威付けの記号と言ふべきものである。無論、記録の当事者がその記録内容に関する責任を回避するために「古老」を利用したという面も大いに考えうるが、そういった行為も「古老」の信頼性なくしてはありえないであろう。その傾向はこういった寺院記録類にとどまらず多

方面に広がっていたらしく、天台教学の本算論における口伝法門などにも見いだされている。このように「古老」はその存在のあり方が変化しつつも、特定の意味、機能を持って現われ続けてきた。こういった「古老」の諸相を鑑みた場合、「古老」を一概に単なる老者として扱ってしまうのはいささか問題があらう。そこには信頼性に裏付けられた権威の表象としての「古老」の姿も見いだすことができるのである。

五

ここで再び『今昔』巻四第九話の「古老」に立ち戻ってみよう。開碁を打つ老僧に対する呼称は、前述のように、「老比丘」から「古老」へと変化しているが、両者は混在しているわけではなかった。話の前半、すなわち達磨和尚が開碁を打つ老僧一人のことを他の僧に尋ねるまでは「老比丘」、その僧が老僧一人について達磨に語る詞からは「古老」という具合にはっきりと分かれている。「古老二人、若し碁打外亦、所行无」ではじまる僧の詞は、達磨に対して開碁を打つ老僧一人の行状を説明しており、この詞を契機として達磨は「猶、此二人、様有者」思、還其碁打房入給」という行動に出て、後の「證果羅漢」であることの発見へとつながっていくのである。

このように見ると、『今昔』の編者は、おそらくは開碁を打つ老僧二人が後に「證果羅漢」として認識されるための伏線として、「老比丘」から「古老」へ呼称を変えたのではないかと考えられる。しかし、話の構成、展開上から考えると、ある僧の詞から「古老」の

語を用いるよりも、そのあとの、達磨が二人の老僧の様子を観察する場面から後に用いたほうが、より効果的であるように思われる。なぜなら、達磨に二老僧の有様を語る僧は、二老僧が「證果羅漢」であることを全く知らないのであり、その僧に「古老」の語を使わせるのは、『今昔』編者が「古老」に託した効果を弱めることになってしまう。また、達磨が二老僧を観察する場面から「古老」を用いたほうが、達磨和尚の慧眼によって二老僧が「證果羅漢」であることが明らかになっていくという意味で、本来の意図からしてより効果的といえる。『今昔』編者が本来意図したであろうところから考えると、現行の本文における「古老」の語の用いられ方はやや勇み足の観があるようである。このように問題点はあるものの、読者は「老比丘」から「古老」へと老僧の呼称が変わった時点で、編者により老僧二人が「證果羅漢」であることの暗示を与えられ、後の結末をたどることになる、そのような仕掛けがここには置かれていると考えられよう。

同様に、『今昔』編者の意図的な文飾が見取れるのが、老僧二人が開碁を打つ描写である。同文同話の存在の『宇治拾遺物語』第一三七話の該当部分を見ると、次のようにある。

此僧が傍にゐて、開碁打有様を見れば、一人は立り、一人は居り
りと見に、忽然として失ぬ。あやししく思程に、立る僧は帰居たりと見る程に、又居たる僧失ぬ。見れば、又出きぬ。

一方、『今昔』の該当部分は次の通りである。

二人、古老、碁打、傍居見給、一局打畢、一人、古老、起、今
一人、古老、居、暫許有此居古老、撤消様失。恠思
程、乍二人出来、亦、失、亦、暫許有出来。

『宇治拾遺物語』話に比して文章がより詳細なのはもちろん、『今昔』話では「古老」の語が必要以上に添加されている。達磨和尚が老僧二人を「證果、羅漢」と認識する過程、これはすなわち読者が老僧をそう認識する過程でもある。ここで「古老」の語が繰り返し用いられることで、伏線としての「古老」の効果はより一層強調される。

「古老」が単なる老人ではなく、信頼性に裏付けられた故実の伝承者、権威の表象体でもあったことは既に述べた通りである。「古老」に対するそういった理解を背景としてこの巻四第九話の「古老」を考えた場合、『今昔』の編者が「證果、羅漢」を導きだす伏線として、単なる「老比丘」とは違う、特別な存在である「古老」を開基を打つ老僧の呼称として用いたことは十分に想定しうるのではないだろうか。「古老」と同様に老者の要素を含む語である「翁（おきな）」が、漢文脈系、和文脈系それぞれの用例において単なる老者ではない明確な位相を与えられているのと同じように、説話文学における「古老」もまた、「としより」「老人」などとは異なった位相で把握していくべきであろう。

注

- (1) 『今昔物語集』の本文は、以下『日本古典文学大系』(岩波書店)による。
- (2) 『日本古典文学大系』22・二三頁頭注「字類抄、オキナヒトと訓読する。宇治拾遺「此老僧一人」に作る。」
- 『講談社学術文庫』三〇八、一〇四頁注「ここでは単に老人の意。前の「老比丘」のこと。『宇治拾遺物語』は「此老僧一人」
- (3) 『新日本古典文学大系』40による。

- (4) 『新日本古典文学大系』42による。
- (5) 大谷旭雄「心性罪福因縁集とその影響」とくに「往生十因」と「今昔物語」(『印度学仏教学研究』一八一、昭和45年2月)
- (6) 『大日本統藏経』支那撰述史伝部第二十三套第三冊による。
- (7) 『古代説話集注好逸 原本影印并釈文』(東寺貴重資料刊行会編 東京美術 昭和58年10月)による。
- (8) 『日本古典文学大系』70による。
- (9) 『日本古典文学全集』22・三七八頁。
- (10) 「今昔、比叡山、横川、僧有、名、淨源、云、俗姓、紀氏。慶祐阿闍梨、云、入室写瓶、弟子也。年来、山上、住、頭、蜜、法、文、学、亦、道心堅固、勤、弘、法、修行。」(卷十七第九話)
- (11) 「今昔、京、祇陀林寺、云、寺有、其、寺、仁、康、云、僧住、此、横川、慈惠大僧正、弟子也。心、因果、信、三、寶、敬、身、戒、行、持、衆、生、哀事、佛、如。」(同第十話)
- (12) 「而、中、比、一、人、持、經、者、有、彼、山、住。日、夜、法、花、經、誦、誦、寤、寐、地、藏、尊、念、奉、此、以、生、前、勤、而、間、齡、漸、傾、六、十、滿。然、後、世、恐、現、世、事、不、思。」(同第十四話)
- (11) 『増補史料大成』による。
- (12) 『大日本古記録』による。
- (13) 『増補史料大成』による。
- (14) 『大日本古記録』による。
- (15) 『玉葉』(国書刊行会 明治39年)による。
- (16) 以上『六国史』の用例は『新訂増補国史大系』による。
- (17) 戸田芳美「日本領主制成立史の研究」(岩波書店 昭和42年2月) 第八章三に、次のような概説がある。
古老の用例は、多くの場合、在地の故実に通じた有識者というかたちであられ、それが村落の物質的基盤とどのように関連するかは、まだ判断はむつかしい。古老について一般的に明らかなのは、それが官職名でないこと、主として荘園の境界や過去の事件・慣例な

どの認定の場合に官使・国史から意見を求められることである。
また、蔵持重裕『荘園古老法』の展開と荘園制（歴史評論三七四 昭和56年）、「中世古老の機能と様相」（歴史学研究五六三 昭和62年1月）は「荘園古老法」の機能と「古老」の「聖性」の存在を資料から分析し、坂田聡「鎌倉末期葛川の荘民構成について」（中央史学四 昭和56年）は村落の荘民構成においてその中核をなす「古老住人」の存在を指摘している。

(18) 『東大寺要録』（筒井英俊編全国書房 昭和19年1月）による。

(19) 『群書類従』24輯による。

(20) 『統々群書類従』第十二示教部による。

(21) 小峯和明「院政期文学史の構想」（国文学解釈と鑑賞五三―三 昭和63年3月）、同「空海伝」（国文学解釈と鑑賞五一―九 昭和61年9月）

(22) 永井和子「翁語り」の系譜試論―竹取・伊勢・土佐・豊蔭・大鏡―（国語国文論集（学習院女子短大）第17号 昭和63年3月）